

宇部市中心市街地建物リノベーション事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地の空き物件の再生に必要な改修に要する経費に対し、予算の範囲内において宇部市中心市街地建物リノベーション事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、空き物件の有効利用を通して、中心市街地に必要な商業機能などの都市機能の誘導・維持を図り、にぎわいの創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 別図1に定める範囲
- (2) 対象地区 別図1に定める範囲
- (3) 空き物件 利用されていない建物の全部又は一部
- (4) リノベーション 建物を改修工事等により再生すること。
- (5) 所有者 空き物件に係る所有権その他の権利を有し、当該空き物件の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付対象となる空き物件（以下「物件」という。）は、別表第1に定めるとおりとし、複数の物件の申請を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象物件としない。

- (1) リノベーション後、譲渡等や対象地区内での既存店舗機能の移転等を目的とする物件
- (2) 国、県その他の公的機関又は本市から、補助対象経費部分について、別途補助金等の支援を受ける（又は受ける予定がある）物件
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む施設として活用する物件
- (4) 倉庫のみとして利用する物件
- (5) 公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する物件
- (6) フランチャイズ・チェーン、レギュラー・チェーン、ボランティア・チェーンの加盟店等として活用する物件（ただし、宇部市に本店を置いている場合を除く。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 所有する空き物件で事業を行う者又は所有者若しくは宇部市が出資したまちづくり会社（以下「転貸人」という。）から空き物件を借り受けて事業を行う者
- (2) 原則3年以上、申請した内容に基づき事業を継続する者
- (3) 週5日以上かつ午前10時から午後6時までの時間帯に4時間以上の営業を行う者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 賃貸借物件にあつては、物件をリノベーションすることについて貸主の同意を得ている者
- (6) 転貸借物件にあつては、物件をリノベーションすることについて貸主及び

転貸人の同意を得ている者

- (7) 補助金の交付決定通知書を受ける前に改修工事等を開始しない者
- (8) 補助金交付年度内にリノベーションを完成させ、事業を開始できる者
- (9) 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者でない者

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な外装工事費、内装工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、サイン工事費、電気・照明工事費及び設計費とする。ただし、外構工事費（外構部分に施工するサイン工事費を含む。）、什器・備品購入費、消費税及び地方消費税を除く。

2 前項の補助対象経費は、市内業者が行ったもののみを対象とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号のうちいずれか金額の低い額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、250万円を限度とする。

- (1) 補助対象経費×補助率（1/2）
- (2) 施工床面積×1㎡当たりの算定基準単価（3万5千円）

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改修工事等の開始前に、交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書に添付する書類は別に定めるものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 申請者は、次条第1項に規定する審査の前までに交付申請を取下げるときは、交付申請取下げ届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合は、第23条に規定する審査会で審査を行い、適当と認めるときは補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対しては、交付決定通知書（様式第4号の1）により通知するものとし、また、不交付を決定した者に対しては、不交付決定通知書（様式第4号の2）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による交付決定通知書を受けたもの（以下、「補助事業者」という。）は、直ちに賃貸借契約書の写し（賃貸借物件の場合）又は賃貸借契約書及び転貸借契約書の写し（転貸借物件の場合）及び同意書（賃貸借物件の場合は様式第18号、転貸借物件の場合は様式第19号）を市長に提出しなければならない。

（交付申請内容の変更）

第10条 補助事業者は、第7条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、交付変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、変更の範囲は、第5条の規定に基づく補助事業を実施するために、必要な経費に係る

軽微な工事とする。

- 2 前項に規定する変更申請書に添付する書類は別に定めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定に基づく変更申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付変更決定通知書（様式第6号）を補助事業者に交付する。

（事業の中止）

第11条 補助事業者は、交付対象事業を中止しようとするときは、事業中止届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、改修工事等の完了後、30日以内又は3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する実績報告書に添付する書類は別に定めるものとする。

（完了検査）

第13条 市長は、前条第1項の実績報告書が提出されたときは、当該書面をもって交付対象事業の検査を行うものとする。また、この場合において、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者等に報告を求め、現地検査を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の検査の結果、実施された交付対象事業の内容を適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、交付確定通知書（様式第9号）を補助事業者に交付する。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定により交付確定通知書を受けた補助事業者が補助金の支払を受けようとするときは、速やかに交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定により適正な請求を受けたときは、速やかに補助事業者に対し、補助金を交付する。

（事業の休止）

第17条 補助事業者は、事業開始日から起算して36か月が経過する日までに、1か月以上継続して事業を休止しようとするときは、速やかに事業休止届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。ただし、3か月を超えて事業を休止することはできない。

- 2 市長は、前項の規定による事業休止届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認通知書（様式第12号）により補助事業者に交付するものとする。
- 3 第4条第1項第2号に規定する期間に、本条第1項の規定による事業休止期間は含まないものとする。

(事業の再開)

第18条 前条第2項の規定により承認通知書を受けた補助事業者が、事業を再開しようとするときは、速やかに事業再開届出書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(事業の廃止)

第19条 補助事業者は、事業開始日から起算して36か月が経過する日までに、事業を廃止する場合は、速やかに事業廃止届出書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第20条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる

(1) この要綱に違反したとき

(2) 虚偽の申請その他不正行為により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき

(3) 法令に違反したとき

(4) 前各号に規定するもののほか、市長が相当と認める事由があるとき

2 前項第1号の規定は、天変地異等により補助対象者がやむを得ず第4条第1項第2号及び第3号の規定を満たさなくなった場合において市長が特に認めるときは、この限りではない。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、交付決定取消通知書(様式第15号)を補助事業者に交付する。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、期限を定めて返還命令書(様式第16号)により、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

2 前項の規定により交付した補助金の一部の返還を命ずるときは、別表第2の計算式により返還額を決定する。

3 補助事業者は、第1項の規定により、補助金の返還命令を受けたときは、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(実施状況報告)

第22条 補助事業者は、事業開始日から起算して36か月经過するまでの間、3か月ごとに実施状況報告書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

2 第20条第2項の規定による交付決定の取り消しの通知を受けた補助事業者は、前項の規定に関わらず、速やかに取り消しの事由が生じた日までの事業実施状況報告書を速やかに市長に提出しなければならない。なお、その後の期間については、提出は不要とする。

3 市長は、提出された事業実施報告書の内容を基に、必要に応じ当該物件の現地確認を行うことができる。

(審査会)

第23条 市長は補助金の申請について審査をするため、宇部市中心市街地建物リノベーション事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員5人をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱、又は任命する。
 - (1) 宇部市商工会議所の職員
 - (2) まちづくり関係者
 - (3) 中小企業診断士
 - (4) 市の職員（2人）
- 4 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会長が不在の場合は、出席委員で協議の上、代理者を定める。
- 6 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 7 会議は、委員の半数が出席しなければ、開くことができない。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。
- 9 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 10 委員に欠員が生じた場合には、新たな委員を任命又は委嘱することができる。ただし、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 11 審査会の事務局は、中心市街地活性化推進課内に置く。

(法令の遵守)

第24条 改修等は関連する法令を遵守した内容であること。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 なお、平成30年3月31日までに申請があった者については従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

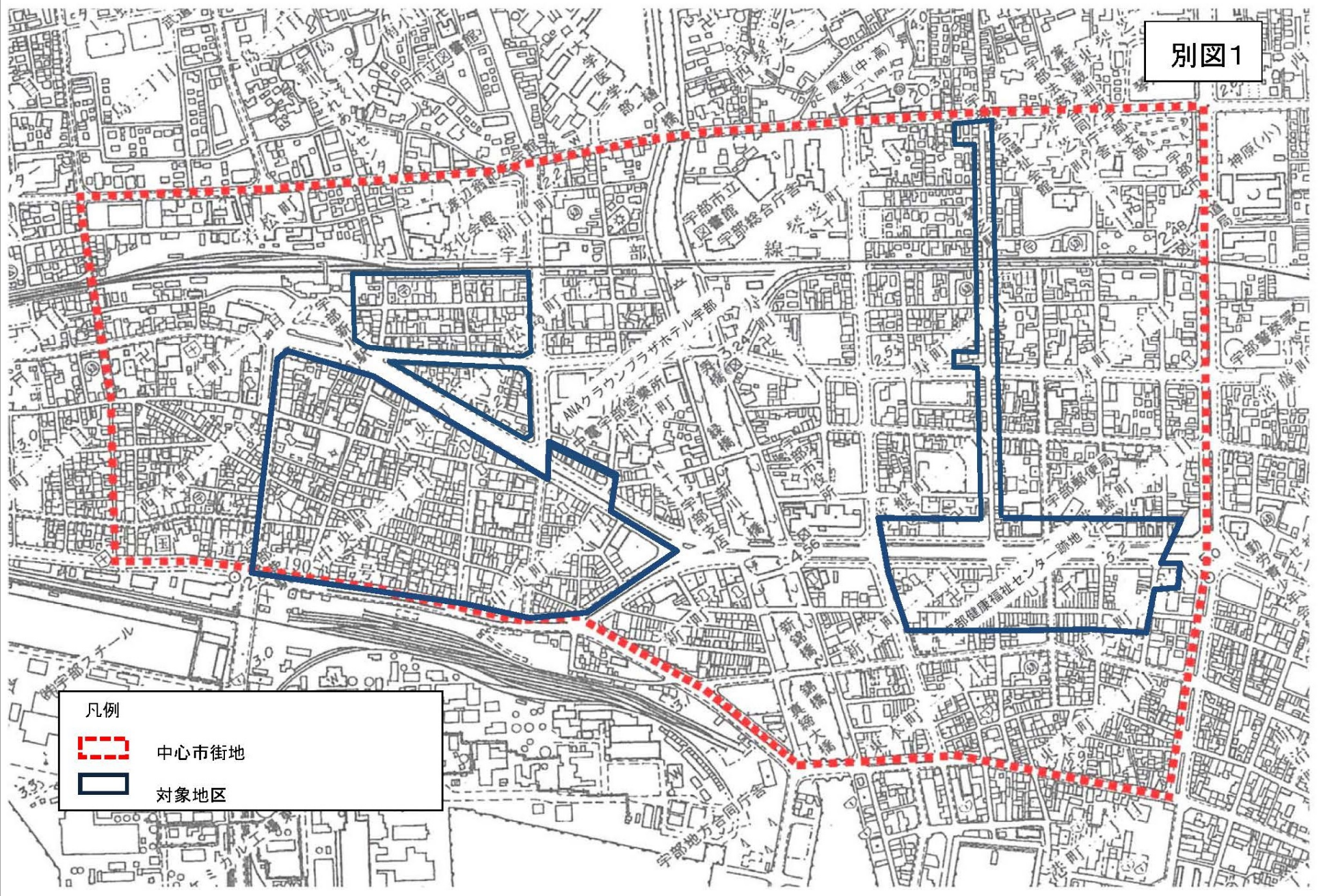
附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別図1



凡例

- 中心市街地
- 対象地区

【別表第1】(第3条第1項関係)

補助対象物件

次に該当する物件とする。

対象地区内に所在している空き物件で、次に定めるいずれかの施設に転用し活用を図る物件

- ① 利便性の高い居住空間
 - ア まちなか居住賃貸施設
- ② 便利な生活支援機能
 - ア 子育て支援施設
 - イ 飲食施設
 - ウ 商業施設
 - エ 生活サービス関連施設
 - オ 医療福祉施設
- ③ 起業・創業支援機能
 - ア 起業・創業支援施設・研究施設

※ただし、当該施設の事業に直接関係しない部分は対象外とする。また、対象範囲の床面積のうち、倉庫として活用する面積は50%以下でなければならない。

【別表第2】(第21条第2項関係)

返還額の計算式	$\text{補助金交付額} \div 36 \times (36 \text{月} - (\text{営業を開始した日から営業内容の変更等実施した日までの月数}))$ <p>(月数に端数が生じたときは、これを切り捨てる。) 算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
---------	---